

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

① 地域の地形・地質等の概要

(a) 湯沢町の位置

湯沢町は新潟県の最南端に位置し、西は長野県、南は群馬県と接している。県庁所在地新潟市（中心部）へ約 110 km、首都東京の中心部（千代田区）へは約 160 kmの圏内にある。

位置		ひろがり		標高	
東経	北緯	東西	南北	最高	最低
138° 40" ~138° 55"	36° 44" ~36° 57"	21.4 km	24.4 km	2,192m	320m

(資料：町勢要覧資料編等)

(b) 地形、地質

湯沢町の地形はおおむね南高北低で、標高 1,000m 以上の山岳が 40 を超える山岳地帯である。特に東境の谷川岳から西南域の白砂山に至る間は、2,000m 級の山々が三国山脈を構成して新潟・群馬両県の分水嶺をなしている。町の東部では魚野川が、西部では清津川が主要河川として北流している。両流域とも V 字型をした壮年期の急峻な浸食谷が多く、特に清津川流域ではほとんど谷底平地が形成されず、ところにより細長い河岸段丘があるのみである。魚野川流域では山沿いの個所等に見られる河岸段丘のほか、中里から下流の流域には緩やかに傾斜した平坦地が連なっている。集落はそれぞれの河川沿いに、湯沢、神立、土樽、三俣、三国の 5 地区が形成されている。清津川流域で最高位にある集落は浅貝の 950m、最低位は八木沢の 600m、同じく魚野川流域の最高位にある集落は土樽の 600m、最低位は愛宕の 320m である。

地質は、周囲の山地を取りまく花崗岩類、北東方の飯土火山噴出物（安山岩、石英安山岩、溶岩）及び盆地内に分布する第四紀層に区分される。盆地内に分布する第四紀層は、古いものから古期飯土火山噴出物、段丘堆積物、山麓堆積物、扇状地、崖錐堆積物、沖積層に区分される。段丘堆積物は礫層から構成され、湯沢市街地西部、中里、土樽地域の魚野川右岸、大源太川流域に広く発達している。

(c) 気象

湯沢町の気候は、日本海側気候で冬期は多量の降雪と曇天が多く、夏期においても比較的冷涼な気候で、日照時間が短いのが特徴である。積雪量は、2 月に最も多くなり 2~3m に及ぶ。

② 想定される災害リスク

(a) 洪水

湯沢町の洪水ハザードマップによると、魚野川の氾濫によって河川敷で最大 2m の浸水を想定しており、一部施設での被害が想定されるが、町中心部の被害は想定していない。

(b) 土砂災害

湯沢町の土砂災害ハザードマップによると、町全体の土砂災害警戒区域・特別警戒区域箇所は 164 箇所へのぼり、スキー場や宿泊、観光施設が立地する傾斜地が多く指定されている。特に温泉街として多くの宿泊、観光施設のある越後湯沢駅西口エリアでも土石流による被害が想定されており、町中心地での甚大な災害が起きる可能性がある。

(c) 地震

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 6 弱以上の地震が今後 30 年間で 2.1% の確率で発生するといわれている。

(d) 感染症

新型インフルエンザは10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(e) その他

当町は全国有数の豪雪地のため、積雪期における地震による雪崩や土砂災害のような複合災害が懸念される。軽微な物的被害のみであったが、過去には2011年3月12日に長野県北部地震が発生しており、当町で震度5弱を記録している。

(2) 商工業者の状況

(単位：者)

業種	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食・宿泊業	サービス業	その他	合計
商工業者数	64	12	6	75	302	123	30	612
小規模事業者数	58	10	4	62	286	105	19	544
立地状況	町内広域に分布	町内広域に分布	町内広域に分布	町内広域に分布	町内広域に分布	町内広域に分布	町内広域に分布	

(独自集計 令和6年7月1日現在)

当町の基幹産業は、スキーリゾートや温泉を中心とした観光業である。高速交通網の整備により首都圏やインバウンドによる外国人を中心として、年間340万人(令和5年度)の観光客を迎えている。令和2年国勢調査では、第3次産業就業者が80.0%、第2次産業が14.3%、第1次産業5.7%となっている。第3次産業の主力は大手チェーンをはじめとするホテル、旅館、民宿を中心としたサービス業であり、第2次産業の中心は建設業である。第1次産業は、観光業に吸収される形で縮小してきている。

(3) これまでの取組

① 当町の取組

- ・湯沢町観光まちづくり機構が会員の事業者BPC策定を進めており、町として補助金で支援

② 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・ビジネス総合保険(全国商工会連合会)や総合火災共済(新潟県火災共済協同組合)の周知及び加入促進
- ・防災備品(ヘルメット、懐中電灯、非常食等)の備蓄

II 課題

現状では、湯沢町商工会危機管理規程及び商工会危機管理マニュアルが作成されているが、役職員名簿等の内容が整備されておらず、役職員に周知されていない。そのため、平時・緊急時の対応や保険・共済に対する助言を行うノウハウを持った職員がいない。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

- 平日・休日を問わず、発災時における連絡・情報共有を円滑に行うため、当会と当町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（ 令和7年4月1日～令和12年3月31日 ）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 平成26年に策定した「湯沢町商工会危機管理マニュアル」について本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に速やかな応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・ 巡回指導等の機会を活用し、ハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクやその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ等において、国・県・町の施策の紹介や、リスク対策の必要性、共済等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、各種共済の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 平成26年に湯沢町商工会危機管理規程、危機管理マニュアルを作成済み（別添）。

3) 関係団体との連携

- ・ 新潟県火災共済協同組合に担当者の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや共済等の紹介を実施する。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害等（震度6以上の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う。

< 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には人命救助が第一である。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後1時間以内に職員の安否確認を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、湯沢町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定及び情報共有

- ・ 湯沢町地域防災計画に基づき、当会は下記の項目について協力を行う。
（ア）会員等の被災状況を把握する。
（イ）被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

- (ウ) 行政等の支援策に関する情報を会員等へ周知する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
 - ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。連絡手段として電話やFAX、メールにて行うが、通常の連絡手段が使用できない場合は直接訪問して被害情報等を共有する。

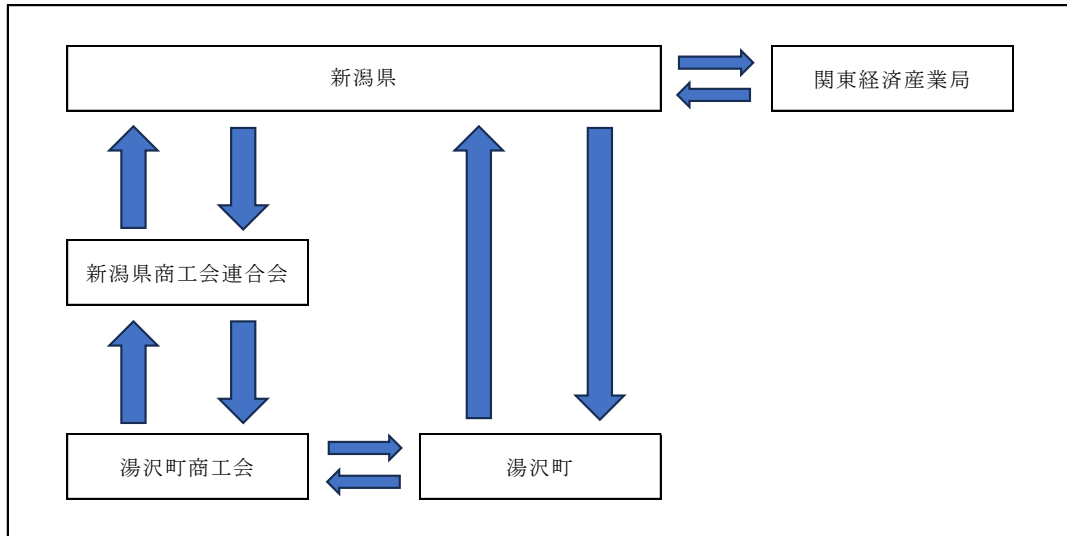
時期	頻度
発災より1週間	1日に2回程度共有する
1週間～2週間	1日に1回程度共有する
2週間～1ヶ月	1週間に1回共有する
1ヶ月以降	新たな被害が判明した時点で共有する

※その他、必要に応じてその都度共有する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・平日・休日を問わず、自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。

<連絡ルート>



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、湯沢町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針を踏まえ、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

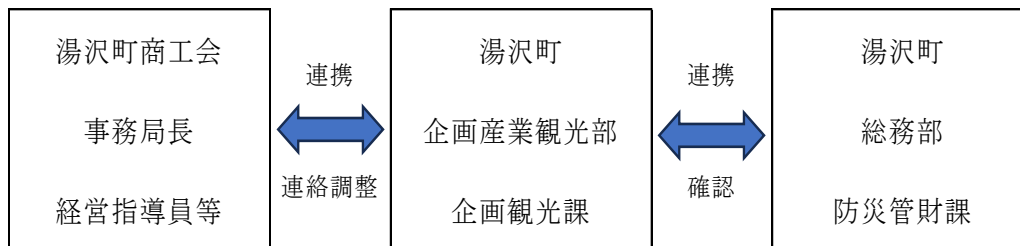
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年7月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 笹川 貴央 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取り組みの企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

湯沢町商工会

〒949-6101 新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢 2882-8

TEL : 025-784-2522 / FAX : 025-784-3218

E-mail : yuzawa@seagreen.ocn.ne.jp

②関係市町村

湯沢町役場 企画産業観光部 企画観光課

〒949-6192 新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地

TEL : 025-784-4850 / FAX : 025-784-3582

E-mail : kankou@town.yuzawa.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	450	450	450	450	450
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンプ、チラシ作成費	200	200	200	200	200
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、湯沢町補助金、新潟県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし